

堺市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、堺市議会議員（以下「議員」という。）及び職員が個人としての尊厳を相互に尊重し合い、その役割を十分発揮できるようにするため、議員間及び議員と職員との間のハラスメントを防止し、及び根絶するための措置を講じ、もって市民から信頼される堺市議会（以下「議会」という。）の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。
- (5) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、不快にさせ、又は当該相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。
- (6) 職員 本市の一般職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職をいう。）の職員及び特別職（同条第3項に規定する特別職をいう。）の職員（議員を除く。）をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、次に掲げるハラスメントについて適用する。

- (1) 議員から職員へのハラスメント
- (2) 議員間におけるハラスメント
- (3) 職員から議員へのハラスメント

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表として常に高い倫理観を保持し、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、安心して職務を遂行できる勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑

惑の解明に当たるとともに、説明責任を果たさなければならない。

- 3 議員は、ハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員又は職員に対し厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、議会からハラスメントを根絶するよう取り組まなければならない。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会におけるハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに係る相談があった場合は、当該相談に係る事実関係を把握し、必要に応じて当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止する措置（以下「被害防止措置」という。）を迅速かつ適切に講じなければならない。

(研修)

第6条 議長は、議会におけるハラスメントを防止するため、必要に応じて議員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施する。

(ハラスメント相談窓口の設置)

第7条 議長は、ハラスメントに係る相談に対応し、その円滑かつ公正な解決を図るため、弁護士その他のハラスメントに関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする相談窓口を設置する。

- 2 ハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントに関する事項について相談することができる。

(相談事案への対応)

第8条 相談員は、前条第2項の規定による相談を受けたときは、当該相談に係る事案（以下「相談事案」という。）におけるハラスメントに関する事実を確認するため、議長の承認を得て、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの事実の聴取等、必要な調査を行うことができる。

- 2 相談員は、相談事案への対応の状況及び前項の規定による調査の結果について、議長に報告しなければならない。

- 3 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障するものとする。

- 4 相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、この条の規定に基づく業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となった者の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

- 5 相談員は、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に調査を行わなければならない。

(調査協力義務)

第9条 相談員が前条第1項の規定による調査を行うときは、申立人、被申立人及び当該調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、これに協力をするよう努めなければならない。

- 2 申立人、被申立人又は調査対象者が職員であるときは、当該職員の任命権者は、前条第1項の規定による調査が適切かつ円滑に行われるため、必要な協力をするよう努めなければならない。

(調査関係者の責務)

第10条 申立人、被申立人、相談員その他相談事案に関わる者は、申立人、被申立人及び調査

対象者の利益を不当に侵害しないため、相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関する内容について、他に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、当該相談事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び漏らされた事項のうち事実に対するものの公表、当該相談事案に係る調査業務の中止若しくは停止等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 申立人、被申立人その他相談事案に関わる者（相談員を除く。）は、当該相談事案に関し、相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

（被害防止措置）

- 第11条 議長は、被申立人が議員の場合において、第8条第1項の規定による調査の結果、対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、議長が定める基準に基づき、被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ議長、副議長その他議長が定める議員により構成されるハラスメント審査会の議を経なければならない。
- 2 議長は、被申立人が前項の規定により講じた被害防止措置に応じないとき、又はハラスメントによる被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、ハラスメント審査会の議を経て、被申立人の氏名、相談事案の内容、調査結果及び被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。
- 3 議長は、被申立人が職員（議会局の職員を除く。）の場合において、第8条第1項の規定による調査の結果、対応が必要と認めるときは、当該職員の任命権者に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（申立人等への通知）

- 第12条 議長は、前条第1項の規定による措置又は同条第2項の規定による公表を行った場合にあってはその内容等を、同条第3項の規定による要請を行った場合にあってはその結果を、申立人に通知するものとする。
- 2 議長は、第8条第1項の規定による調査等の結果、前条第1項の規定による措置又は同条第3項の規定による要請を行わないこととした場合にあっては、その旨を申立人及び被申立人に通知するものとする。

（プライバシーの保護）

- 第13条 議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（不利益取扱いの禁止）

- 第14条 議員は、第7条第2項の規定による相談を行ったことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（議長の職務代行）

- 第15条 議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは議会運営委員会委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（取組状況の公表）

第16条 議長は、相談事案の受付及び対応の状況等、この条例に基づく取組の状況を公表するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じたハラスメントについて適用する。